○函館工業高等専門学校専攻科における長期にわたる教育課程の履修に関する規程

平成18年12月11日

達第11号

函館工業高等専門学校専攻科における長期にわたる教育課程の履修に関する規程

(趣旨)

第1条　この規程は，函館工業高等専門学校学則(昭和37年4月1日制定)第35条の2第3項の規定に基づき，専攻科における長期にわたる教育課程の履修(以下「長期履修」という。)に関し，必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条　長期履修を希望し，修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修できる者は，次のいずれかに該当するものとする。

一　留学や長期インターンシップ等を行う者

二　企業等の常勤の職員又は自ら事業を行っている者

三　出産・育児・介護等を行う必要がある者

四　その他長期履修をすることが必要と認められる者

(申請手続)

第3条　長期履修を希望する者は，次に掲げる書類を校長に提出しなければならない。

一　長期にわたる教育課程の履修申請書(様式1)

二　第2条第二号に該当する場合は，在職証明書(様式2)

三　履修計画書(形式自由)

四　その他必要と認める書類

2　前項の規定による申請は，次の各号に掲げる区分により，当該各号に掲げる日までに行わなければならない。

一　入学時において長期履修を希望する場合，入学手続き期間の最終日

二　学年の中途において長期履修への履修形態の変更を希望する場合，変更を希望する年度の前年度の3月31日

(許可)

第4条　長期履修の許可は，校長が行う。

2　校長は，前項の規定により長期履修を許可した場合は，長期履修に係る履修計画及び授業料並びにその徴収方法について，長期履修を許可した者(以下「長期履修学生」という。)に通知するものとする。

(履修)

第5条　長期履修学生は，専攻科の授業科目の履修等に関する規程に基づき，計画的な履修を行わなければならない。

(長期履修の期間)

第6条　長期履修の開始時期は4月からとし，年度途中における変更は認めない。

2　長期履修学生が長期履修期間の短縮を希望する場合は，長期履修期間の最後の1年以上前に校長に願い出て，その許可を得なければならない。

(雑則)

第7条　この規程に定めるもののほか，長期履修に関し必要な事項は，別に定める。

附　則

この規程は，平成19年4月1日から施行する。

様式１

平成　　年　　月　　日

長期にわたる教育課程の履修申請書

函館工業高等専門学校長　殿

函館工業高等専門学校学則第 35 条の 2 第 3 項の規定に基づき，下記により長期にわたる教育課程の履修を受けたいので，関係書類を添えて申請します。

記

<table>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">□　生産システム工学専攻
□　環境システム工学専攻</td><td>入　学　年　度</td><td colspan="2">平成　　年度</td></tr>
<tr><td>学　籍　番　号</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td><td>専　　攻　　長</td><td colspan="2">印</td></tr>
<tr><td>企　業　等　名</td><td colspan="2"></td><td>職　　種</td><td></td></tr>
<tr><td>連　　絡　　先</td><td>〒</td><td>電　　話</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">希望する長期履修期間</td><td colspan="2">□　入学時から　　年</td><td>□　平成　　年4月から　　年</td></tr>
<tr><td>長期履修を希望する理由</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

※　企業等の職員又は自ら事業を行っている場合は，企業名を記入すること。

様式２

平成　　年　　月　　日

函館工業高等専門学校長　殿

所属長
(職名)
氏　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

在　職　(予　定)　証　明　書

下記の者は

□　平成　　年　　月　　日現在，在職していることを

□　平成　　年　　月　　日から在職予定であることを

証明する。

なお，在職のまま学業することを認める。

記

氏　名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿